

「基本計画（補助金）見直しの方針」に対する意見

省 庁 名	
補 助 金 名	
目 の 区 分	

- 1.左記の通り対応
2.左記の対応は行わない

1.「見直しの方針」への対応

	「見直しの方針」の記載	履行の可否
(1)	<p>平成 31 年度（2019 年度）までの行政手続コスト「20%削減」に言及していない基本計画が多い。また、20%削減の具体的な根拠やスケジュールが不明確なものも散見される。</p> <p>各省毎に補助金の分野で、2020 年 3 月末までに行政手続コストを 20%削減するため、補助金毎の削減目標や、具体的な手段ごとの削減見通しの根拠、削減に向けた具体的なスケジュールを、基本計画に記載すべき。</p> <p>また、「行政手続の電子化の徹底」という観点から、電子申請の利用率の目標も、基本計画の中で提示すべき。</p>	
(2)	<p>オンライン化が進んでいない理由をしっかりと分析して、対策を講じるべき。多くの補助金において、メールや郵送による受付を電子化に含めているが、特に申請件数が多い補助金については、WEB 申請システムを検討すべき。</p> <p>（モデルとすべき事例、科学研究費助成事業（文科省））</p>	
(3)	<p>「取組事例」（別紙）を参照し、積極的に導入を検討すべき。</p> <p>（下記 ~ は別紙より抜粋したモデルとすべき事例）</p> <p>同一補助金において、公募段階で求めた資料は、交付決定段階で求めない（経産省）。また、省内の補助金で提出した書類について、他の補助金申請の際に提出不要とする。（経産省）</p> <p>地方公共団体に対する間接補助金について、必要最小限の記載項目を標準様式として提示するとともに、詳細な記載例を作成し、事業者が記載すべき情報を必要最小限のものに抑える。また、添付資料について、「その他参考となる資料」との曖昧な記述は廃止（必要な資料は明記）する。（厚労省）</p> <p>実績報告書について、EXCEL による自動計算とし、窓口持参や郵送ではなく、電子的な提出とする。（厚労省）</p>	
(4)	<p>簡素化の対象範囲が、補助金の「公募・交付決定段階」のみを対象とするものが多い。</p> <p>「公募・交付決定段階」以後の手続についても、簡素化を工夫すべき。</p> <p>（実績報告書（上記(3)）書類保存負担の軽減、検査対応時間の合理化など）</p>	
(5)	<p>地方公共団体に事務が委任されていることを理由に、国では対応不可能とするものが散見される。また、地方公共団体の協力を得るための具体的な方策に言及していないものも多い。別紙「取組事例」（上記(3)）を参考に、基本計画を見直すべき。</p>	

「見直しの方針」に対応できない（上記で 2 . を選択した）場合の理由

--